

平成19年度 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)

経営改善の推進

収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る

県と公社が連携し、次の徹底した経営改善を進めていく。平成19年度中に経営改善計画を策定
変更契約(分収率の見直し)を集中的に進める
食害等の森林について契約解除、繰上償還等のコスト削減
収入間伐の積極的な実施
他の類似団体との管理部門の統合等検討
分収林の新規事業は行わない
分収林を調査・評価し、契約解除等の管理方法を検討
公社として社会に貢献できる仕組みを検討
なお、林業公社の経営改善の課題を抱える他県とも連携して、分収林制度が抱える問題の抜本的な解決に向け、国に対して提言していく。

【改革実施による効果】

債務の拡大防止
経営改善による財務状況の改善

【林業公社経営改善計画】

平成20年5月

公社自ら「林業公社経営改善集中実施プラン」を策定

経営改善を図るための行動計画を作成

今後5年間(H20-24)で集中的に経営改善を実施

集中実施プランに基づき、更なる経営改善を実施し、債務残高の縮減を図る。

経営改善集中実施プランの概要

1 目的

効率的かつ集中的に経営改善に取り組むための計画を策定し債務残高の縮減を図る。平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする。

2 プランの主な内容

収入の確保に向けた取組

(1) 収入間伐の積極的な推進【5年間 295 ha】

間伐材を現地に放置することなく、条件が整った場合に搬出・販売し、有効活用により収入の確保を図る。
林道等から離れた場所の森林では、搬出コストの低減のため、新たに作業道等の開設を行う。

(2) 長伐期化の推進【5年間 249 団地】

契約期間を80年に延長して、長伐期施業を実施することにより、収入の確保を図るとともに、公益的機能の発揮にも努める。

支出の削減に向けた取組

(3) 分収率見直しの推進【5年間 144 団地】

市町村と契約を締結している33市町村(144団地)をはじめ、他の契約者を合わせて、契約書の分収率(公社55・60)を70に変更契約する。

(4) 森林評価等の推進【5年間 252 団地】

獣害等の現地調査を実施し、木材生産不適地の施業の見直し、契約解除等による経営面積の縮減等を図る。

3 プランの進捗状況(平成23年度末現在)

(1) 進捗率39.0%【実績 115 ha】

作業道等開設延長13,137m
(課題)
木材価格の低迷、搬出間伐経費の削減
作業道等の開設などによる搬出間伐経費の削減

(2) 進捗率70.3%【実績 175 団地】

(課題)
契約相手方である共有地等の権利者数が多く、相続関係が複雑化しており、変更契約協議に時間等を要している。

(3) 進捗率45.5%

市町村数 15市町村 進捗率45.5%
団地数 62団地 進捗率43.1%

(課題)
登記簿上の所有者は市町村であるが、実際には地元区等の権利がある場合があり、その地元区等と市町村との調整が必要となる場合がある。

(4) 進捗率99.6%【実績 251 団地】

(課題)
契約解除に関わる財源の確保
効果的・効率的な獣害の防除対策の推進

平成24年度はプラン5年目であり、関係者の皆様のご理解とご協力のもと、引き続き、目標の達成に向けて取り組んでまいります。